

障がい者のための福祉



扶助・助成など

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券を交付

在宅重度障がい者の方などが、通院や日常生活において利用するタクシーの運賃または自動車燃料費を助成します。

対象

- 身体障害者手帳1級または2級（聴覚、肢体不自由上肢の障がいは除く）の方
 - 知能指数35以下または療育手帳がA1もしくはA2の方
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - 特定疾患医療受給者証・小児特定疾患給付通知の交付を受けている方
- 内容
- 福祉タクシー利用
 - 利用券（1枚500円）による運賃の助成
 - 交付枚数は、年間78枚以内（人工透析

を受けている方は、年間156枚以内）
○ 自動車燃料費助成

- 助成券（1枚1,000円）による燃料費の助成
- 交付枚数は、年間18枚以内（人工透析を受けている方は、年間36枚以内）※両方の券の併給（1/2ずつ）もできます。

施設通所者の交通費を助成

障がい者の方が、更生または社会復帰の目的で所定の施設や地域作業所に通う場合、支払った交通費を助成します。

身体障害者手帳の診断書を助成

身体障害者手帳の交付申請や障がいの等級変更のため、指定医師の診断書を作成した場合の診断書料を助成します。

住宅設備改良費を補助

重度の障がい者の方のために、玄関・浴室・便所などを改良する場合、経費の一部を補助します。

補助額 世帯の所得状況により異なります。

限度額 40万円

入浴サービス

在宅の65歳未満の重度障がい児者の方で家庭での入浴が困難な方の家庭を訪問し、簡易浴槽による入浴を実施します。

利用回数 月4回以内

費用 所得に応じて負担があります。

自動車運転訓練・免許取得費用の助成

下肢などに障がいのある方が、自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳の上肢障がい1級または下肢・体幹・内部障がい1級から4級の方

助成額 自動車教習所の技能教習費の%以内（限度額10万円）

自動車改造費を助成

重度身体障がい者の方が、自らが所有し運転する自動車の操作装置などを改造する場合、費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳1級または2級の上肢・下肢・体幹に障がいのある方ただし、一定以上の所得がある世帯は除きます。

助成額 改造に要した費用（限度額10万円）

地域訓練会（なごっこ教室）

言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなど悩んでいる保護者の方とその子を対象に、機能回復と早期療育を目的として、相談や生活訓練を行います。

開催日 月1回

場所 さくら館

児童言語訓練会（ことばの教室）

聴覚障がい児や言葉の遅れている子に対し、言語訓練士が個別指導で言語訓練を行います。

開催日 月4回（毎週水曜日）
場所 さくら館など

自立支援のサービス

相談支援事業

障がい者やその保護者の方の生活や福祉サービスの利用など、いろいろな相談を受け付けています。事業所は、表のとおりです。

○ 相談支援事業所

事業所名	主な対象者	所在地	電話番号
障害者サポートセンター	身体障がい	小田原市東町1-7-7	0465-31-1301
障害者相談支援センター ういず	知的障がい	小田原市城山1-13-25 碓井ビル	0465-34-1123
生活サポートセンター やすらぎ	精神障がい		090-6508-6560
こどもホッと相談 カフェ	障がい児（18歳未満）	小田原市荻窪362-2 第2オキクボビル103号	0465-32-3020

自立支援給付

障害者自立支援法に基づき、身体的・精神的3障がいを区別せず、障がい福祉サービスを提供します。

対象となるサービス

医療

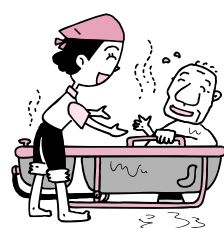
重度障がい者医療制度

重度障がい者の方が病院などで受診したときに支払う医療費の自己負担額を助成します。

対象

- 身体障害者手帳1級または2級の方
- 療育手帳A1、A2または知能指数35以下の方
- 身体障害者手帳3級で、かつ知能指数50以下の方

（照会先）
保険年金課 ☎851-9564



「赤十字社員増強月間」

5月は、赤十字社員強化月間です。赤十字は、人道・博愛・平和を目標に、世界の国々と手を結び、人類の幸せと世界の平和のために、活動を続けている奉仕団体です。この活動の経費は、ほとんどが赤十字社員の方に納めていただく社資によってまかなわれています。一人でも多くの方にこの活動を理解していただき、赤十字社員として加入して下さるようお願いいたします。

補装具を交付（修理）

身体障がい児者の方に、義肢・装具・

自立支援医療

身体、精神障がい者の方が、所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。費用 原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

- 介護給付
- 居宅介護、児童デイサービス、短期入所、生活介護、共同生活介護、施設入所支援など
- 訓練等給付
- 共同生活援助、自立訓練など
- 費用 原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

日常生活用具を給付

障がい児者等の方に、ストマ用装具、入浴補助用具、便器、盲人用時計、火災警報器などの日常生活用具を給付します。なお、障がいの内容などによって給付できる用具が異なります。

費用 世帯の課税状況に応じて費用負担があります。

移動支援事業

外出時の円滑な移動を支援します。費用 原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

手当・年金

重度心身障害者福祉年金

毎年6月1日現在で町内に引き続き1年以上居住する障がい者の方に支給されます。

対象

- 身体障害者手帳1級から3級の方
 - 知能指数40以下の方
 - 身体障害者手帳4級でかつ知能指数50以下の方
- 支給額 年額7,000円
- 支給月 9月

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域の中で人権侵害が起きないように見守り、もし、人権が侵された人がいた場合は、相談相手になり、適切な対応で救済をはかります。また、正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の普及高揚にも務めています。町には、5人の人権擁護委員が法務大臣より委嘱をうけて、人権問題について活動しています。

『全国一斉特設人権相談』

日時 6月2日(月) 10時～15時
場所 役場分庁舎 4階第6会議室
名誉棄損、プライバシーの侵害、家庭内や隣近所のもめごと、児童・生徒のいじめ、体罰の問題など、気軽に相談してください。
照会先 健康福祉課 ☎85-7790